

調査士筆記試験（法規・書式）の過去問

平成 16 年度第 21 問の解答例（申請人欄）及びその解説を訂正について

平成 23 年 1 月 20 日

東京法経学院

土地家屋調査試験の平成 16 年度の午前の部（当時の法規科目）の第 21 問（土地の書式）の解答例の第 5 欄【登記申請書の申請人欄】について、出題時の旧不動産登記法に基づく記載のままになっていることを、ある受験者が他の Web サイト（「土地家屋調査士受験生掲示板」の調査士試験質問掲示板(中上級)の 3)）で知りましたので、その質問に答える意味を含めて、ここにその解答例及び解説を訂正いたします。

本学院が現在販売している『調査士年度別過去問解説集 下』や新不動産登記法が施行された後に販売していた『調査士本試験問題と詳細解説（年度別過去問集）』において、先の平成 16 年度の該当箇所を訂正するのは、平成 22 年度の第 21 問の間 3 の申請人欄において、「申請人である相続人の一人の成年被後見人について、その代理人である成年後見人（法定代理人）の職名、住所・氏名も記載した」ことにより、その整合を図るためです（平成 22 年度の問題・解説は本学院の書籍の『平成 22 年度調査士本試験問題と詳細解説』（本年 1 月発行）又は『調査士年度別過去問解説集 上【第二版】』（本年 2 月上旬発行予定）に収録）。

解答例については、次のように訂正します（赤字の部分が訂正箇所です）。

1 平成 16 年度 第 21 問の解答例①

第 5 欄 登記申請の申請人欄

A 市 B 町三丁目 3 番 7 号	山田次郎
A 市 C 町二丁目 4 番 2 号	山田夏男
上記親権者	A 市 C 町二丁目 4 番 2 号
	山田春子

2 訂正した理由

- ① 旧法時代は、昭和 40 年 3 月 30 日民事 3 発第 357 号通達の（注）7 の「復

代理人（会社等の法人が申請人である場合の当該法人の代表者の選任した代表者を含む。）が登記の申請をする場合において、申請書に代理人（会社等の法人の代表者を含む。いわゆる中間の代理人）の表示をすることを要しない。」としていたので、中間の代理人（株式会社の代表取締役、未成年者の親権者等）の表示をしないとして、解答例では、中間の代理人を記載しなかったが、別記の訂正票のように、新不動産登記法の下では、「申請人の表示では法人の代表者も記載することになった」(不動産登記令3条2号)ことより、本問の〔法定代理人（親権者）〕についても、申請人（未成年者）とともに、住所、氏名等を記載することにした。

- ② 多くの登記所では、申請に当たっては、法人の代表者以外でも、この中間の代理人の記載をするように指導しているのが現状である。

平成22年度試験前に本学院が発行した書籍については、この箇所の修正をお願いいたします。1点ごとに該当頁を列記いたしませんことをご了承下さい。

なお、現在販売している『調査士年度別過去問解説集 下』（平成22年7月発行）の該当箇所（878頁，879頁）については「訂正票」を作成しました。この書籍を所持していない方も、この「訂正票」を参考にして下さい。

【訂正票→ダウンロード[PDF ファイル 100KB]

本訂正は、調査士指導における本学院の見解によるもので、今後の受験指導、本試験の解答に反映していく所存ですので、改めて連絡した次第です。